

総社市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年9月18日

総社市長 片岡 聡 一

### 総社市規則第31号

#### 総社市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(総社市事務分掌規則の一部改正)

第1条 総社市事務分掌規則(平成17年総社市規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号を加える。

改正後	改正前
<p>(事務分掌) 第13条 各課、係の分掌事務は、次のとおりとする。 総合政策部及び総務部 略 市民生活部 そうじゃ吉備路マラソン推進室～交通政策課 略 市民課 戸籍住民登録係 (1)～(14) 略 <u>(15) 個人番号の通知及び個人番号カードの交付等に関すること。</u> <u>(16) 略</u> お客様サービス係 略 保健福祉部～環境水道部 略</p>	<p>(事務分掌) 第13条 各課、係の分掌事務は、次のとおりとする。 総合政策部及び総務部 略 市民生活部 そうじゃ吉備路マラソン推進室～交通政策課 略 市民課 戸籍住民登録係 (1)～(14) 略  (15) 略 お客様サービス係 略 保健福祉部～環境水道部 略</p>

(総社市出張所規則の一部改正)

第2条 総社市出張所規則(平成17年総社市規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引か

れた号（以下この条において「移動後号」という。）が存在する場合には，当該移動号を当該移動後号とし，移動後号に対応する移動号が存在しない場合には，当該移動後号を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(出張所の分掌事務)</p> <p>第3条 出張所において分掌する事務は，次のとおりとする。</p> <p>山手出張所等</p> <p>(1)～(15) 略</p> <p>(16) <u>個人番号の通知及び個人番号カードの交付等に関すること。</u></p> <p>(17)～(35) 略</p> <p>北出張所，西出張所及び昭和出張所</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>個人番号の通知及び個人番号カードの申請等に関すること。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 略</p> <p>(14) 略</p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 略</p> <p>(17) 略</p> <p>(18) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(出張所の分掌事務)</p> <p>第3条 出張所において分掌する事務は，次のとおりとする。</p> <p>山手出張所等</p> <p>(2)～(15) 略</p> <p>(16) <u>個人番号カードの申請及び交付等に関すること。</u></p> <p>(17)～(35) 略</p> <p>北出張所，西出張所及び昭和出張所</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 略</p> <p>(14) 略</p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 略</p> <p>(17) 略</p> <p>2 略</p>

(総社市公印規則の一部改正)

第3条 総社市公印規則(平成17年総社市規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後								改正前							
別表(第3条関係)								別表(第3条関係)							
公印の種類	整理番号	書体	寸法	保管部署	使用区分	印材	個数	公印の種類	整理番号	書体	寸法	保管部署	使用区分	印材	個数
略								略							
総社市長	34	れい書	方8ミリ	市民課	<u>在留カード, 特別永住者証明書, 住民基本台帳カード及び通知カードの記載事項変更用並びに電子印影用</u>	〃	1	総社市長	34	れい書	方8ミリ	市民課	<u>外国人住民の在留管理及び住民基本台帳カード用</u>	〃	1
				出張所	<u>在留カード, 特別永住者証明書, 住民基本台帳カード及び通知カードの記載事項変更用</u>	〃	5					山手出張所及び清音出張所	<u>住民基本台帳カード用</u>	〃	2
略								略							

(総社市公印規則の一部改正)

第4条 総社市公印規則(平成17年総社市規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後								改正前							
別表(第3条関係)								別表(第3条関係)							

改正後								改正前							
公印の種類	整理番号	書体	寸法	保管部署	使用区分	印材	個数	公印の種類	整理番号	書体	寸法	保管部署	使用区分	印材	個数
略								略							
総社市長	34	れい書	方8ミリ	市民課	在留カード, 特別永住者証明書, <u>個人番号カード</u> 及び通知カードの記載事項変更用並びに電子印影用	〃	1	総社市長	34	れい書	方8ミリ	市民課	在留カード, 特別永住者証明書, <u>住民基本台帳カード</u> 及び通知カードの記載事項変更用並びに電子印影用	〃	1
				出張所	在留カード, 特別永住者証明書, <u>個人番号カード</u> 及び通知カードの記載事項変更用	〃	5					出張所	在留カード, 特別永住者証明書, <u>住民基本台帳カード</u> 及び通知カードの記載事項変更用	〃	5
略								略							

附 則

この規則は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第4条の規定は平成28年1月1日から施行する。